

会員各位

滋臨技第 3-11 号  
令和 3 年 6 月 17 日  
(公社) 滋賀県臨床検査技師会  
会長 大本和由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施のための研修について

平素は滋賀県臨床検査技師会の事業の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて報道等でもご存じの通り、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下、ワクチン接種）について臨床検査技師および救急救命士もワクチン接種に協力できる旨の文書が厚生労働省より発出されました。それを受けて、ワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施のための研修についての詳細な研修案内が別紙の通り、日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技）より示されました。

ワクチン接種にご協力いただくことを希望される会員各位におきましては案内に沿って、まずは日臨技のホームページより①web 研修システムを使った講義形式の座学の研修（以下、座学研修）を受けていただき、座学研修が修了された方については、②県等が主催する実技研修を受けていただくことで、ワクチン接種が可能になります。

大まかな流れとしましては、ワクチン接種の実施主体の自治体の長が医師、看護師等の確保が困難であると判断された場合、座学研修を修了された臨床検査技師・救急救命士に実技研修の受講依頼があり、実技研修を受講していただきます。そして、座学研修および実技研修が修了された臨床検査技師・救急救命士についてワクチン接種に従事することが可能になります。臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは集団接種のための特設会場に限られます。（一部、県等が主導となる職域接種も可能となることもあります。）

なお、講義形式の研修(座学研修)を修了した者がすべて、都道府県等が実施する実技研修を履修できるものではありませんのでご注意ください。

以上のような状況ではありますが、ワクチン接種にご協力いただくことを希望される会員の皆様におかれましては、以下の URL より座学研修の受講のお手続きをお願いいたします。

記

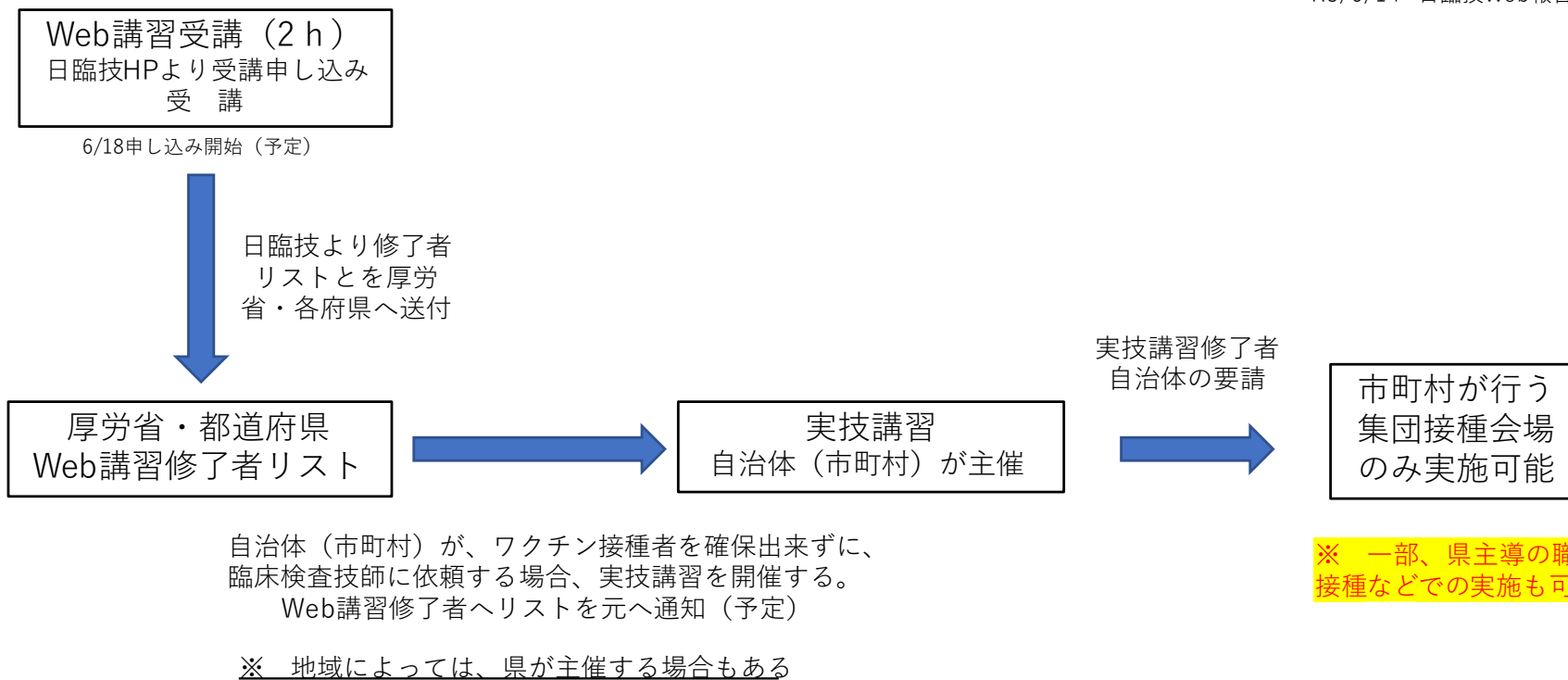
web 研修システムを使った座学研修受講開始日：令和 3 年 6 月 18 日（金）（予定）

web 研修システム受講申し込み URL: <http://www.jamt.or.jp/studysession/lecture/>

以上

## 臨床検査技師による新型コロナウイルスワクチン接種について(案)

R3/6/14 日臨技Web報告より



※ 一部、県主導の職域  
接種などでの実施も可能。

※ 自治体が接種者を確保出来ている場合は、我々の出番は無い！

(別紙。日臨技発出文書)

3 日臨技発第 114 号  
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県臨床(衛生) 検査技師会  
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
代表理事会長 宮島 喜文

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施のための研修について

謹啓 貴会においては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」(令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知)において、実施する条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」とされています。

今般、別添「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」(令和3年6月11日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知)が発出されました。

この必要な研修については、臨床検査技師が筋肉内注射の経験を有していないことから、1「講義形式の研修」に加え 2「実技研修」とされ、その具体的な内容について以下の通りとされました。

なお、講義形式の研修(座学研修)を修了した者がすべて、都道府県等が実施する実技研修を履修できるものではありませんのでご注意ください。

また、実習を終えた臨床検査技師が、実際に特設会場においてワクチン接種に従事するにあたっては、特設会場の全体像を把握し、自身の役割を理解するとともに、周囲のスタッフと円滑に連携が取れるようにしておくことが重要です。このため、都道府県等においては、従事する前に特設会場の見学を行わせ、期待される役割の説明や緊急時の対応等について説明すると共に、職種ごとの留意点を再確認させることとされています。

貴会においては、所属会員等に周知していただき、臨床検査技師によるワクチン接種者の確保にご協力くださるようお願いいたします。

謹白

## 記

### 1. 「座学研修」の受講方法

座学研修における講義に関しては、本会のホームページに、「新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師の研修(座学)」の研修バナーから受講申込の後、Web 研修システムにて受講していただき、研修動画全てを視聴し各動画視聴後の確認試験に合格することをもって、一定の知識を有するとし、臨床検査技師の受講修了者については、各会員ページの行事履修歴より座学研修の受講修了証(PDF)が発行可能となります。座学研修の受講修了者名簿は、厚生労働省健康局予防接種室の他、所属の都道府県臨床(衛生)検査技師会、都道府県衛生主管部局及び市町村衛生主管部局にも提供することをご承知おきください。なお、受講方法については、本会ホームページに併せて掲載いたしますので、ご確認ください。

また、Web 研修システムでの受講は、6月18日(金)からを予定していますので、ご注意ください。

### 2. 「実技研修」の受講方法

実技研修は、座学研修を修了した者に対して、必要に応じて都道府県等において実施されることになります。

当該実技研修を受講することをもって、ワクチン接種のための筋肉内注射について必要な技術を有するとし、都道府県等においては、受講修了者に対して、実技研修の受講修了証を発行されます。

なお、実技研修の実施にあたっては、都道府県等から関係団体(都道府県技師会)に委託することも可能であり、関係団体(都道府県技師会)が実施する実技研修を受講した場合は、当該団体が都道府県等との連名で受講修了証を発行されます。

実技研修に必要な項目や実施体制等については、厚労省から都道府県衛生主管部局等に対して、おってお知らせすることとされていますので、実技研修の内容等が示された場合は、受託等をも考慮して、お知らせいたします。

### 3. ワクチン接種に関する臨床検査技師の留意点

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射部位の皮膚は、皮下注射の場合のようにつまみ上げるのではなく、注射部位周辺の皮膚を軽く広げるように伸展させる。
- 3) 注射針が骨に当たった場合、刺し直しのために針を抜くことはせず、2~3mm 引き戻してからそのまま注入する。
- 4) 注射針を皮膚面に刺した際、陰圧をかけて血液の逆流を確かめる必要はない。5) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

## 参考

<実技研修の実施方法に関する留意点等>

- 1) 実技研修は、ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を再確認することを含む講義と、シミュレーターを用いた実技を含むものとされた。
- 2) 実技研修にあたっては、研修の実施効率性の観点から、一つの研修会に、看護師(筋肉内注射の経験がない)、(筋肉内注射の経験がない) 歯科医師、臨床検査技師、救急救命士等の複数の医療資格所有者を含むこととしてもかまわないとされた。ただし、複数職種が含まれる実技研修を行う場合は、職種ごとの留意点を踏まえる必要があることから、実技は、職種毎に分けて実施する必要があります。

### 【問い合わせ先】

一般社団 日本臨床衛生検査技師会  
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722  
Mail [gyoumuka@jamt.or.jp](mailto:gyoumuka@jamt.or.jp)  
担当執行理事 深澤恵治 事務局 加藤智行